

組合会報告

(理事専決処分報告、組合規約改正、令和3年度 事業報告・決算 他)

開催日 令和4年7月19日 於 弁護士会館2階講堂 クレオA

理事専決処分報告

国民健康保険法第二十五条の規定により、下記事項について理事専決処分したので、同条第3項の規定により報告しました。



1. 東京都弁護士国民健康保険組合規約改正について

組合の地区を規定する第三条について、現に加入している組合員が住所を第三条に規定する地区外である市町村(富山県富山市、山口県山口市及び静岡県駿東郡清水町)に転居したため、以下の市町村を規約第三条に定める地区に加える規約改正を行い認可されました(前回組合会(令和4年3月7日開催)に認可申請中として報告、富山県富山市及び山口県山口市は同年3月8日付で認可、静岡県駿東郡清水町は同年3月30日付で認可されました。以下①②)。

また、前回組合会後、新たに栃木県足利市、滋賀県草津市及び広島県福山市に転居された組合員から順次届出があり、地区拡大について理事専決処分にて決議し、認可申請中です(以下③④)。

(1) 組合の地区を定める第三条の改正

- ・ 従 来：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道札幌市、福島県(会津若松市及び郡山市)、茨城県(水戸市、土浦市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市及び神栖市)、栃木県(宇都宮市、小山市及び那須塩原市)、群馬県(前橋市、高崎市及び館林市)、新潟県(新潟市、長岡市及び南魚沼市)、山梨県(大月市及び北杜市)、長野県(佐久市、北佐久郡軽井沢町及び下高井郡山ノ内町)、岐阜県(羽島市及び各務原市)、静岡県(静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士市、裾野市、田方郡函南町及び駿東郡長泉町)、愛知県(名古屋市、豊川市、刈谷市及び知多市)、三重県津市、京都府京都市、大阪府(大阪市、堺市及び豊中市)、兵庫県(神戸市及び西宮市)、奈良県(大和郡山市及び生駒郡安堵町)、広島県広島市、福岡県(北九州市及び福岡市)、熊本県熊本市及び沖縄県島尻郡与那原町
- ・ 改正後：①「富山県富山市」を追加(令和3年11月10日理事会議決、令和4年3月8日認可)
「山口県山口市」を追加(令和3年12月16日理事会議決、令和4年3月8日認可)
②「静岡県駿東郡清水町」を追加(令和4年1月20日理事会議決、同年3月30日認可)
③「栃木県足利市」「滋賀県草津市」を追加(令和4年4月20日理事会議決、認可申請中→同年8月8日認可)
④「広島県福山市」を追加(令和4年5月25日理事会議決、認可申請中)

組合規約改正

改正内容

加入申込手続きを規定する第七条について、令和4年10月より、使用関係が常用的な勤務弁護士と従業員をあわせて5人以上の個人の法律事務所が健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険の強制適用事業所となることから、届出事項に法律事務所の事務所形態及び所属形態を加えることが必要となるため、次のとおり改正する。

(改正案)	(現行)
第七条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、法律事務所の所在地、 事務所形態、所属形態 及び法第六条各号に関する事項（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第1項第八号又は、同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申込まなければならない。 なお、世帯に属する者の職業が弁護士、外国法律事務所又は法律事務所に勤務し業務に従事する者である場合は、その法律事務所の所在地、事務所形態、所属形態を記載した書面を併せて組合に申し込まなければならない。	第七条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、法律事務所の所在地及び法第六条各号に関する事項（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第1項第八号又は、同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第六条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申込まなければならない。

附則（令和四年七月十九日）

（施行年月日）

1. この規約は令和四年十月一日から施行する。

令和3年度 事業報告

1. 事業概況

保険料につきましては、国庫補助の大幅な削減、保険給付費、高齢者・介護関係の拠出金等の増加に対応して、平成29年度から令和2年度まで、毎年度増額改定を行いましたが、令和3年度は介護納付金賦課額のみ200円の増額とさせていただきます。

高齢者関係の拠出金の増加や新型コロナウイルス感染拡大等の厳しい状況のなか、堅実に決算を了することができました。改めてご負担ご協力いただいた組合員各位に感謝申し上げる次第です。

令和3年度は、医療保険制度のデジタル化として令和3年3月から運用開始の「オンライン資格確認」に対応し、令和3年度保険証より被保険者証の記号・番号の個人単位化（個人ごとに「枝番」を付与）をはじめとして、システムの改修を行い、適正な運用を実施しました。

健診事業は、生活習慣病健診（ネットワーク受診及び巡回・集団健診）を開始し、健診受診の拡大を行いました。

令和3年度決算の概況についてご報告します。前年度対比、歳入は、保険料約1億2,600円増、国庫補助金約6,200万円増、高額医療費共同事業交付金約90万円増、繰越金約4億8,000万円増等により実質の歳入合計は約6億7,500万円の増。歳出は、新型コロナウイルス感染の懸念による受診控えの反動もあり保険給付費約5億9,600万円増、後期高齢者支援金約1億円増、前期高齢者納付金約4億100万円増、介護納付金約7,300万円増、共同事業拠出金4,700万円増、保健事業費2,900万円増等により実質の歳出合計は約12億1,700万円の増、差引残高は前年度対比約5億4,100万円減の決算となりました。

なお、療養給付費等補助金の一部として措置される特別調整補助金（保険者機能強化分、特別の事情分及び保険者インセンティブ）については、合計約7,183万円を確保することができました。補助対象は、レセプト点検、医療費通知、第三者行為の確認、後発医薬品の普及推進、適正受診の普及啓発、がん検診、歯科カウンセリング、メンタルヘルスカウンセリング、制度改正に対応してのシステム改修、臓器提供意思表示シール、新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の一部及び傷病手当金等に対する補助となっております。さらに、前述の保険料減免の一部に対する補助として、別途、災害臨時特例補助金約185万円の交付を受けております。

医療費、特定健診等に対する国庫・都費補助につきましては、実績報告後、令和4年度に精算の上、一部返還（約2,500万円程度）が見込まれております。

我が国の医療保険制度は、長引く厳しい経済情勢に加え人口減少・少子高齢化が進む社会に対応すべく制度の見直しが迫られており、財政制度等審議会でのさらなる国庫補助金の見直し提案、新型コロナウイルス感染症の動向及び令和4年10月からの土業の適用拡大など、組合財政に及ぼす影響についても予断を許さぬ状況が続いております。今後とも適正な事業運営を基本とし、変化に的確に対応して参る所存であります。

2. 組合会

(1)臨時組合会(令和3年7月20日開催)

(報告事項)理事専決処分による規約改正

(議決事項)1. 令和2年度事業報告 2. 令和2年度歳入歳出決算(監事監査報告) 3. 令和2年度剰余金処分
4. 令和3年度予算補正

(2)通常組合会(令和4年3月7日開催)

(報告事項)理事専決処分による規約改正、訴訟の和解

(議決事項)1. 組合規約改正 2. 令和4年度事業計画

3. 令和4年度歳入歳出予算 4. 令和4年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画

5. 国民健康保険料滞納者に対し国民健康保険料等の支払訴訟を提起する件

3. 理事会・監査

理事会10回、理事会内小委員会2回、監事監査7回(年次監査1回、月次監査6回)

4. 保険料

(1)保険料月額(令和3年度)

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額
組合員月額	21,200円	4,600円	5,500円
家族一人につき月額	6,900円	4,600円	5,500円

(2)保険料現年度分収納額(基礎賦課額+後期高齢者支援金等賦課額+介護納付金賦課額)

(単位:円)

予算額	調定額	収納額	還付未済額	不納欠損額	未収入額	収納率
9,182,846,000	9,207,627,400	9,182,476,700	86,100	0	25,150,700	99.73%

(令和2年度99.69%)

(3)新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免

(対象は、主たる生計維持者が死亡又は重篤な疾病を負った世帯。減免期間は、令和3年度第1期～第2期分。)

3世帯	1,043,400円
-----	------------

5. 被保険者数(年間平均の推移)

年度	組合員	都内居住 組合員	被保険者	都内居住 被保険者	被保険者 前年度対比 (%)	給付割合別内訳				合計	特定被 保険者	介護 第2号
						未就学児 (8割給付)	一般 (7割給付)	高齢上位 (7割給付)	高齢一般 (8割給付)			
R1	18,313	13,112	35,662	25,704	101.78	3,904	30,263	1,067	428	35,662	2,830	13,856
R2	18,553	13,354	36,225	26,227	101.58	3,930	30,751	1,078	466	36,225	2,889	14,256
R3	18,681	13,501	36,543	26,538	100.88	3,889	31,134	1,052	468	36,543	3,002	14,679

6. 療養の給付の推移

療養の給付の推移(事業年報ベース、第三者行為求償・不当利得等控除後)

年度	診療費(訪問看護・食事療養費含む)					調剤費用額B (円)	A+B 総費用額 (円)	保険者負担分 (円)	前年度 対比 (%)	1カ月当り 平均支払額 (円)	1人当り 費用額 (円)	前年度 対比 (%)
	診療件数 (件)	診療日数 (日)	診療費用額A (円)	受診率 (%)	1件当り 日数(日)							
R1	341,870	503,085	5,635,640,435	958.64	1.47	1,444,473,140	7,080,113,575	5,054,891,701	107	421,240,975	198,534	105
R2	290,503	426,967	5,353,849,002	801.94	1.47	1,369,914,430	6,723,763,432	4,793,712,020	95	399,476,002	185,611	93
R3	327,626	478,701	6,072,429,515	896.55	1.46	1,436,116,260	7,508,545,775	5,359,338,303	112	446,611,525	205,472	111

診療費の内訳推移(医科入院・医科入院外・歯科)

年度	入院(食事療養費を含む)				入院外(訪問看護含む)				歯 科			
	診療件数 (件)	診療日数 (日)	診療費用額 (円)	1件当り 費用額(円)	診療件数 (件)	診療日数 (日)	診療費用額 (円)	1件当り 費用額(円)	診療件数 (件)	診療日数 (日)	診療費用額 (円)	1件当り 費用額(円)
R1	3,396	28,506	1,771,729,480	521,711	264,608	363,974	3,051,076,123	11,531	73,866	110,605	772,121,780	10,453
R2	3,137	24,548	1,702,646,642	542,763	221,574	302,352	2,903,988,480	13,106	65,792	100,067	747,213,880	11,357
R3	3,184	25,598	1,897,380,999	595,911	249,979	344,960	3,359,528,776	13,439	74,463	108,143	815,519,740	10,952

7. 高齢者関係の拠出金・介護納付金

高齢者関係の拠出金推移

年度	後期高齢者 支援金 (円)	病床転換 支援金 (円)	前期高齢者 納付金 (円)	合 計 (円)	前年度 対比 (%)
R1	2,144,731,657	11,246	1,257,802,454	3,402,545,357	105.28
R2	2,190,352,859	11,393	1,266,408,183	3,456,772,435	101.59
R3	2,290,144,695	7,403	1,667,775,068	3,957,927,166	114.50

※いずれの拠出金・支援金・納付金の金額については、事務費拠出金を含む。

介護納付金の推移

年度	介護納付金 (円)	前年度 対比 (%)
R1	968,329,460	108.42
R2	1,021,587,828	105.50
R3	1,094,901,516	107.18

8. 高額療養費

高額療養費の推移

年度	件数 (件)	高額療養費 (円)	前年度 対比 (%)	1件当り 支給額 (円)	前年度 対比 (%)
R1	3,107	318,700,437	120.28	102,575	110.30
R2	3,390	366,081,405	114.87	107,989	105.28
R3	3,382	370,823,403	101.30	109,646	101.53

高額介護合算療養費の推移

年度	件数 (件)	高額介護 合算療養費 (円)	前年度 対比 (%)	1件当り 支給額 (円)	前年度 対比 (%)
R1	0	0			
R2	0	0			
R3	1	29,861			

9. 療養費

療養費の推移

年度	診療・調剤		柔道整復師		コルセット		鍼灸・マッサージ		合計		前年度 対比 (%)
	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)	件数	支給額 (円)	
R1	309	3,017,143	8,219	33,483,728	212	6,546,688	381	5,623,077	9,121	48,670,636	100.21
R2	280	2,959,575	6,774	29,131,506	233	7,433,854	320	4,544,991	7,607	44,069,926	90.55
R3	265	3,399,991	7,739	32,475,120	270	8,917,008	411	5,073,888	8,685	49,866,007	113.15

10. 出産育児一時金・葬祭費・結核精神医療給付金・移送費・傷病手当金

出産育児一時金の推移

年度	件数	支給額 (円)	前年度対比(%)	
			件数	支給額
R1	428	179,632,000	87.35	87.48
R2	404	169,556,730	94.39	94.39
R3	423	177,532,000	104.70	104.70

① 出産育児一時金支給額

出産年月日	金 額
平成27年1月1日～ 令和3年12月31日	420,000円 (産科医療補償制度未加入の場合は404,000円)
令和4年1月1日～	420,000円 (産科医療補償制度未加入の場合は408,000円)

葬祭費の推移

年度	件数	支給額 (円)	前年度対比(%)	
			件数	支給額
R1	40	2,800,000	105.26	105.26
R2	40	2,800,000	100.00	100.00
R3	33	2,310,000	82.50	82.50

② 葬祭費の支給額

死亡年月日	金 額
平成9年4月1日～	70,000円

移送費の推移

年度	件数	支給額(円)
R1	1	60,480
R2	1	52,564
R3	1	99,825

傷病手当金(新型コロナウイルス感染症に係る分)の推移

年度	件数	支給額	(前年度対比%)	
			件数	支給額
R2	0	0		
R3	7	912,738		

(給与所得者が新型コロナウイルスに感染する等の状況から労務不能となり、給与等の支払いを受けられない場合に、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からの労務不能期間を対象)

11. 保健事業

- ①医療費通知の実施(平成30年度より年間版医療費通知を作成送付(令和2年12月診療分から令和3年11月診療分までを令和4年2月に全組合員に送付(17,299通))、なお、令和3年度より柔道整復療養費も含めて通知を実施)
- ②柔道整復療養費についての患者調査の実施(多部位負傷、長期継続、頻回傾向の申請書について抽出し実施、平成25年1月～)
- ③後発医薬品差額通知の実施(令和3年4月分および11月分受診分について、のべ1,562名に対して後発医薬品に変更した場合の減額される一部負担金額を通知)
- ④歯科カウンセリングの実施(年間10回を予定、歯科医師を招へい(なお、令和3年5・6・9月及び令和4年2月は新型コロナウイルス感染拡大の状況から中止、年度6回実施))
- ⑤春季健康診断の実施および補助(東京三弁護士会共催、生活習慣病健診、郵便による大腸がん検診等) 弁護士会館6月14日～7月7日のうち19日間、多摩支部及び千葉県弁護士会会議室においても各1日実施
なお、受診希望の増加に対応して8月6日～8月21日の内5日間、別会場にて追加実施

本組合加入者受診数

春季健診	大腸がん検診	肝炎ウイルス検査	腫瘍マーカー検査	組合補助合計額
4,279名	1,489名	940名	2,746名	27,376,250円

- ⑥秋季健康診断の実施(東京三弁護士会共催、一般健康診断、がん検診等) 弁護士会館11月13日～12月1日のうち15日間実施、多摩支部12月18日、千葉県弁護士会会議室12月10日に実施
医療機関(こころとからだの元氣プラザ)では令和3年11月1日～令和4年3月18日の間実施

本組合加入者受診数

秋季健診	大腸がん検診	PSA検査	肝炎ウイルス検査	胃がん検診	組合補助合計額
3,351名	1,116名	741名	518名	1,005名	23,213,350円

なお、2月8日に結果説明会及び健康相談(東京都国民健康保険団体連合会より保健師2名の派遣を受け、加速度脈波計による血管年齢測定含む)を計17名に実施

- ⑦特定健診・特定保健指導の実施及び補助(40歳以上の被保険者を対象に⑤⑥⑪⑫⑬の健診と併せて実施、また、各地域の医療機関についても集合契約を締結し実施、なお、受診・利用者数は令和4年5月末判明分までとなります)

特定健康診査

対象者数	受診数	受診率
17,572名	6,103名	34.73%

特定健康診査受診数内訳

春季健診同時受診	秋季健診同時受診	地域医療機関での受診	生活習慣病ネットワーク受診同時受診	生活習慣病巡回型同時受診	人間ドックネットワーク受診同時受診
2,928名	1,555名	940名	17名	1名	662名

特定保健指導

対象者数	年度内積極的支援利用者	年度内動機付け支援利用者	利用者合計	利用率
442名	100名	95名	195名	44.11%

組合補助合計額

42,800,131円

- ⑧女性のための子宮がん・乳がん検診の実施

こころとからだの元氣プラザでの受診

本組合加入者受診数	組合補助額
806名	2,849,000円

ネットワーク受診による地域医療機関での受診

本組合加入者受診数	組合補助額
342名	1,019,450円

- ⑨出産祝品(ギフトカード(10,000円))の贈呈 704件

⑩人間ドックのあっせん 237名受診

がん研有明病院健診センター	155名
明治安田健康開発財団新宿健診センター	18名
こころとからだの元氣プラザ	46名

東京武蔵野病院脳ドックセンター	4名
日本健康増進財団恵比寿健診センター	14名

⑪人間ドック・ネットワーク受診(平成25年6月より開始)

749名受診	組合補助額 7,865,784円
--------	------------------

⑫生活習慣病(ネットワーク受診)(令和3年4月より開始)

生活習慣病健診	胃がん検診	大腸がん検診	組合補助額
23名	5名	10名	149,848円

⑬生活習慣病(巡回型)(令和4年1月より開始)

2名受診	組合補助額 5,736円
------	--------------

⑭歯科健診(ネットワーク受診)(平成30年4月より開始)

1名受診	組合補助額 2,411円	(事務手数料負担を含む)
------	--------------	--------------

⑮無受診者の表彰

- (1)平成28年4月から令和3年3月までの5年間無受診世帯(前年度以前表彰者を除く)の方19世帯に対して感謝状および記念品を贈呈。
- (2)平成23年4月から令和3年3月までの10年間無受診世帯(前年度以前表彰者を除く)の方2世帯に対して感謝状および記念品を贈呈。
- (3)平成18年4月から令和3年3月までの15年間無受診世帯(前年度以前表彰者を除く)の方2世帯に対して感謝状及び記念品を贈呈。
- (4)平成13年4月から令和3年3月までの20年間無受診世帯(前年度以前表彰者を除く)の方3世帯に対して感謝状及び記念品を贈呈。

⑯東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム利用券の発行および補助

(発行枚数6,170枚、使用補助券枚数1,867枚)

⑰メンタルヘルスカウンセリング

平成25年6月より(株)法研および(株)東京カウンセリングセンターと契約し開始。

令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)
利用状況(のべ回数)

	男 性	女 性	合 計
面接	29	58	87
電話	15	86	101
WEB	1	3	4
合計	45	147	192

参考：令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)
利用状況(のべ回数)

	男 性	女 性	合 計
面接	20	42	62
電話	13	137	150
WEB	2	6	8
合計	35	185	220

⑱スポーツクラブのあっせん (株)ルネサンス97名

12. 広報について

- ①令和3年9月、組合報第83号(65ページ)を発行、メンタルヘルスカウンセリング・ジェネリック医薬品・柔道整復療養費・令和4年10月からの健康保険、厚生年金保険の適用拡大等のリーフレットを併せて組合員全員に送付
- ②令和4年3月、「令和4年度のお知らせ」(保険料改定、ホームページ、保険証、健診及び弁護士法人等についてのお知らせ)、東京ディズニーリゾート特別利用券について、マイナンバーカードの保険証利用・メンタルヘルス・令和4年10月からの健康保険、厚生年金保険の適用拡大等のリーフレットを併せて組合員全員に送付
- ③平成22年3月開設の組合ホームページにより、制度改正等、時宜に応じ更新し、広報を実施
- ④平成20年4月から開始の後期高齢者医療制度に対応して、該当の方への広報活動を75歳到達月の約2カ月前に個別に実施

⑤新規介護保険第2号被保険者(40歳到達者)への介護分保険料賦課開始についての広報を該当者に年4回実施

13. 情報システムの運用状況

平成28年度に既存システムのサーバー及びクライアント機器等を更改し機能強化のためのシステム修正を実施、また、セキュリティ強化対策として情報漏洩防止及び監視システム、マイナンバー専用の管理システム、マイナンバー利用のための統合専用端末及び専用回線を新たに導入しました。平成29年度においては、平成29年7月より一部情報連携が開始され、更なるセキュリティ強化のため、ファイアーウォール及びL3スイッチの導入を行いました。また、令和2年度は、インターネット接続パソコン1台を保守期限満了のため更新、リモート会議・研修に対応するためノートパソコンを1台増設しました。令和3年度はインターネット接続パソコン2台をリース期間満了に伴い更新しました。なお、令和3年度の運用においてシステム障害、情報漏洩事故等の発生の事実は確認されておりません。

14. 法令遵守(コンプライアンス)研修

役員および職員に対して1回、職員に対して1回、本組合法令遵守(コンプライアンス)担当理事により研修会を行いました。

15. むすび

以上のとおり、令和3年度につきましては、厳しい状況下にもかかわらず、組合員・被保険者の皆様、関係各位のご理解・ご協力をいただき、堅実に事業を了することができました。改めて感謝申し上げる次第であります。

令和3年度 歳入歳出決算

(単位：円)

歳 入	(%)	歳 出	(%)
保険料	9,200,497,600 (68.706)	保険給付費	6,012,515,036 (50.855)
国庫支出金	1,547,776,053 (11.558)	後期高齢者支援金等	2,290,152,098 (19.371)
都支出金	169,112,445 (1.263)	前期高齢者納付金等	1,667,775,068 (14.106)
共同事業交付金	359,639,000 (2.686)	介護納付金	1,094,901,516 (9.261)
財産収入	31,331 (0.000)	共同事業拠出金等	280,484,152 (2.372)
繰入金	0 (0.000)	保健事業費	131,604,152 (1.113)
繰越金	2,093,915,594 (15.637)	積立金	31,331 (0.000)
諸収入	20,189,514 (0.151)	総務費・組合会費	231,187,032 (1.955)
		諸支出金	114,186,041 (0.966)
合 計(a)	13,391,161,537 (100.00)	合 計(b)	11,822,836,426 (100.00)

歳入歳出差引残高(a-b)

1,568,325,111円

財産目録

令和4年3月31日現在における財産は、次のとおり。

(1) 積立金・準備金等 1,641,320,131円

(2) 備品(財産台帳記載の備品) 21点 11,601,585円

(参考) 東京都弁護士国民健康保険組合財務規程(抜粋)

第三十三条 組合の財産は、次の各号に掲げる種類ごとに区分して整理するものとする。

- 一 準備金
- 二 積立金
- 三 土地、建物、備品、車輛等の有形固定資産。ただし、ここでいう備品は取得価格が10万円以上のものとする。
- 四 電話加入権、借地権等の無形固定資産
- 五 保証金、電信電話債券等の有価証券

積立金・準備金明細(令和4年3月末)

区 分	金 額
特別積立金	1,130,032,960円
給付費支払準備金	356,757,284円
退職積立金	154,529,887円
合 計	1,641,320,131円

令和3年度 決算剰余金処分

令和3年度決算剰余金1,568,325,111円については、国民健康保険法施行令第十九条、第二十条及び第二十一条及び組合規約に基づいて、次のとおり処分する。

区 分	金 額
特別積立金	83,000,000円
給付費支払準備金	38,000,000円
退職積立金	12,000,000円
翌年度繰越金	1,435,325,111円
合 計	1,568,325,111円

(参考、平成28年度末より法定必要額の基準改正)

○特別積立金

組合は、毎年度末において当該年度内に請求を受けた保険給付費から国庫補助金(定率分)の額を差し引いた額の2/12、高齢者関係拠出金(後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金等)及び介護納付金の総額から国庫補助金(定率分)の額を差し引いた額の1/12に相当する額を保有する。(目的：組合が解散した場合に診療報酬等の支払いに支障をきたさないように据え置かなければならない資金、国民健康保険法施行令第十九条)

○給付費支払準備金

組合は、直近3カ年度の保険給付費の平均額から直近3カ年度の国庫補助金(定率分)の額の平均額を差し引いた額の1/12に相当する額を保有する。(目的：保険給付費等に不足が生じたときに使用することを目的として保有する資金、国民健康保険法施行令第二十条)

○国民健康保険法施行令第二十条第2項

組合は、規約の定めるところにより、給付費等支払準備金以外の準備金を積み立てることができる。

○組合規約第五十五条の二 この組合は、施行令第二十条第2項に基づき、次の積立をすることができる。

一 退職積立金

○国民健康保険法施行令第二十一条

組合は、毎年度において収入支出の決算上剰余を生じたときは、前条の準備金として積み立てるものを除き、これを翌年度の収入に繰り入れなければならない。

	法定必要額	保有額(令和4年3月末)	保有率	法定必要額を超える保有額
特 別 積 立 金	1,212,417,896円	1,130,032,960円	93.20%	▲ 82,384,936円
給付費支払準備金	394,022,919円	356,757,284円	90.54%	▲ 37,265,635円
合 計	1,606,440,815円	1,486,790,244円	92.55%	▲ 119,650,571円

令和4年度 予算補正

①令和3年度決算において国庫補助金の療養給付費等補助金等が過大に交付されたことにより、令和3年度決算終了後、実績報告を行い返還することとなります。前年度同様に高額な返還となるが見込まれるため、諸支出金の償還金及び利子を増額する予算補正。②令和3年度決算確定により歳入の繰越金及び歳出の予備費を予算補正いたしました。

令和4年度東京都弁護士国民健康保険組合歳入歳出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項

令和4年度東京都弁護士国民健康保険組合歳入歳出予算並びに予算に直接関連して議決を求める事項は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ35,978千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,352,967千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(第1表) 令和4年度歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1,471,304	▲ 35,978	1,435,326
	1 繰越金	1,471,304	▲ 35,978	1,435,326
補正されなかった款項に係わる額		11,917,641		11,917,641
歳入合計		13,388,945	▲ 35,978	13,352,967

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸支出金		8,052	25,000	33,052
	1 償還金及利子	8,001	25,000	33,001
12 予備費		809,211	▲ 60,978	748,233
	1 予備費	809,211	▲ 60,978	748,233
補正されなかった款項に係わる額		12,571,682		12,571,682
歳出合計		13,388,945	▲ 35,978	13,352,967